

公害防止協定締結基準

いわき市公害防止条例(昭和46年いわき市条例41号)第12条に規定する公害防止協定について、工場・事業場(以下「工場等」という。)の規模が次の1から3までに掲げるいずれかの要件に該当する場合には、当該工場等の設置者に対し、締結の申入れを行なうものとする。

また、工場等の規模が次の4に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、立地地域、周辺地域における工場等の集積度及び環境基準の達成状況等を考慮し、適時適切に協定締結の検討を行い、締結が必要と判断された場合も同様とする。

1 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1時間当たり4万立方メートル以上である。
- ② ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が、零℃1気圧の状態に換算して、1時間当たり10立方メートル以上である。

2 水質関係

1日当たりの平均的な排水（ただし、工場等に起因する水質汚濁物質を含まない水であって、単独の排出口から排出される水は除く。以下同じ。）の量が、1万立方メートル以上である。

3 有害物質関係

次に掲げるいずれかの物質の排出濃度が法令規制値の8割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が1時間当たり1万立方メートル以上又は1日当たりの平均的な排水の量が1千立方メートル以上である。

- ① 大気汚染防止法施行令第1条及び水質汚濁防止法施行令第2条に規定する有害物質
- ② ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類
- ③ 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第2条に規定する指定有害物質

4 検討を行なう基準

(1) 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1時間当たり1万立方メートル以上である。
- ② 燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料(原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。)で廃棄物でないものを使用するばい煙発生施設の規模が、火床面積が0.5平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が1時間当たり50キログラム以上である。
- ③ 廃棄物の中間処理業において、廃棄物焼却炉の燃焼能力が1時間当たり1,000キログラム以上である。

(2) 水質関係

- ① 1日当たりの平均的な排出水の量が、1千立方メートル以上である。
- ② 放流水中のBOD負荷量が、放流水の放流先河川の放流地点下流に位置する環境基準点における同負荷量(年間平均値)の10分の1以上である。

(3) 有害物質関係

3に掲げる物質の排出濃度が法令規制値の8割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が1時間当たり1万立方メートル未満又は1日当たりの平均的な排出水の量が1千立方メートル未満である。

(4) その他

現行の法令等では規制対象とならないことから十分な環境保全対策がとれない分野であること、環境への影響に関し市民が不安を抱いていることなどに対し、市民の安全・安心を確保するため、市長が特に必要と認めた場合。